

○中標津町テレワーク誘致事業補助金交付要綱

制定 令和2年12月3日要綱第43号

改正 令和3年7月27日要綱第28号

改正

令和5年8月21日要綱第31号

(通則)

**第1条** 中標津町テレワーク誘致事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、中標津町補助金交付規程（平成15年規程第6号。以下「交付規程」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

**第2条** この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、新しい生活様式における働き方の新しいスタイルとして示されたテレワークの推進を支援するため、町内の宿泊施設等を活用したテレワークを希望する企業に対してモニター募集を行い、その事業を実施するための補助金を予算の範囲内で交付することで地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中標津町外の企業や事業所等に所属しながら、町内でテレワークを予定している者であること。
- (2) テレワーク誘致事業の実施期間は3泊4日以上とし、事業実施日数の4/5以上に相当する期間、中標津町内に宿泊すること。
- (3) 中標津町が実施するテレワーク誘致事業に関する企画提案やアンケート調査等に協力し、回答できる者であること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける営業又は公序良俗に反する営業を行う事業者でないこと。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(補助対象経費)

**第4条** 補助対象経費は、テレワーク誘致事業に係るモニターに要する経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 出発地から中標津空港までの航空運賃（往復・乗継含む、1人あたり10万円を上限とする。）
- (2) 賃借料（レンタカーの利用に要する経費に限る。ただし車両燃料費は除く。）又はタクシー料金（事業実施日数に2,500円を乗じた金額を上限とする。）

(3) テレワークの実施に係る施設使用料（宿泊料は除く）

(4) 町内において実施したプログラム等の体験料

2 補助対象経費のうち、パック料金（航空運賃と宿泊料のセット料金）における航空運賃相当額は、パック料金から宿泊相当額（1夜につき）7千円を差し引いた金額とする。

（補助金の額）

**第5条** 補助対象事業1件当たりの補助金の額は、35万円を上限とする。

2 1件当たりの補助額は、1万円未満の端数をつけないものとする。

（交付の申請）

**第6条** 当該事業の補助金を申請する者（以下、「申請者」という。）は、中標津町への出発日の10日前までに中標津町テレワーク誘致事業補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 中標津町テレワーク誘致事業計画書（別記第1号様式）

(2) 企業の従業員にあっては、勤務先の在職証明書および企業の概要が分かる資料

(3) 個人事業主にあっては、業務内容を説明する資料

(4) 申請者、勤務者の居住地を証する書類

(5) 補助対象経費にかかる見積書又はこれに準ずる書類の写し

(6) テレワーク実施に係る行程がわかる書類

(7) その他町長が必要と認める書類

（指令前着手届）

**第7条** 交付申請にあたり、事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめその理由を明記した中標津町テレワーク誘致事業補助金指令前着手届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告等）

**第8条** 申請者は、補助事業が完了したときは、中標津町テレワーク誘致事業実績報告書（様式第2号）により報告しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 中標津町テレワーク誘致事業完了報告書（別記第2号様式）

(2) 補助対象経費の支払いを証明する書類（領収書等）の写し

(3) 中標津町テレワーク誘致事業補助金交付請求書（様式第3号）及び振込口座預金通帳の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

（補助事業の内容等の変更）

**第9条** 補助金の交付決定を受けた者が、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(補助金交付決定の取消等)

**第10条** 町長は、補助金の交付を受け又は受けようとする者が次の各号の一に該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を交付の目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 事業の実施方法が不相当なとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、交付規程の定めるところによる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。